

教私第 2814 号
令和 4 年 1 月 26 日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

大阪府では、令和 4 年 1 月 27 日から「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされることを受けて、同月 25 日、第 67 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府立学校における今後の教育活動について、別添資料のとおり決定いたしました。

つきましては、私立学校園におかれては下記要請内容についてご協力いただきますようお願いいたします。

また、オミクロン株の流行状況等を踏まえ、発出された令和 4 年 1 月 17 日付け文部科学省事務連絡「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」及び同月 18 日付け大阪府健康医療部長通知「オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」を受け、府立学校の児童生徒等において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の対応につきましては、別添府立学校長あて通知の別紙「府立学校における今後の教育活動等について」（P. 5）のとおりとなっておりますので、私立学校園における対応の参考としてください。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 期間

令和 4 年 1 月 27 日（木）から同年 2 月 20 日（日）まで

※今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

2 要請内容

- ・毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する。
- ・体調不良の場合は登校を控えるよう指導を徹底する。
- ・下校時等の児童生徒どうしによる飲食を厳に慎むよう指導する。

これらを徹底し、具体的な教育活動の実施にあたっては、以下のとおりとする。

1 授業

- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続
- ・不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施

3 学校行事

- ・来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

4 部活動

- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない

【添付資料】

- ・府立学校における今後の教育活動について
(第67回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・府立学校における今後の教育活動等について（鑑・別紙・参考資料）
(令和4年1月26日付け教育振興室長・教職員室長通知)
- ・市町村立学校園における今後の教育活動について（鑑のみ）
(令和4年1月25日付け大阪府教育委員会教育長通知)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線4835）

幼稚園振興グループ

成相、菅（06-6941-0351 内線4816）

専各振興グループ

江藤、大東（06-6941-0351 内線4862）